

# 入学時特別増額貸与奨学金について（交付書類コードB・Eの方） （日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込:必要）と記載のある方

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込み、審査の結果、融資を受けられなかった方を対象とするものです。申込み状況等により必要書類が異なりますので以下のフローチャートで確認をしてください。

**スタート**

あなたは **入学時特別増額貸与奨学金**（貸与型・有利子）※

《※初回に1回限り借りられる奨学金、10万・20万・30万・40万・50万より選択》

を希望しますか？

はい

いいえ

入学前に日本政策金融公庫の  
「国の教育ローン」を  
申込みましたか？

申し込んだ

申し込まなかった

審査の結果  
国の教育ローンは  
借り入れできましたか？

できた

できなかった

ウラ面

**A**

へ進む

ウラ面

**D**

へ進む

ウラ面

**B**

へ進む

ウラ面

**C**

へ進む

**A**

国の教育ローンを借りられる方は  
入学時特別増額貸与奨学金を  
借りることはできませんので  
辞退してください。

**B**

入学時特別増額貸与奨学金は  
入学前に国の教育ローンを  
申し込んでいることが前提ですので  
辞退してください。

**C**

入学時特別増額貸与奨学金を  
希望しない場合は  
辞退してください。

**A B C** の方は

下記のとおり手続きをしてください。

★ 決定通知の1ページ目ウラ面に  
次のとおり記入してください。

1ページ目

1ページ目ウラ

3. 貸与奨学金について

(1) 入学時特別増額貸与奨学金  
(入学時特別増額貸与奨学金の利用条件につ  
と印字がある人は、次のどちらかの口にチ

入学時特別増額貸与奨学金を利用します。  
については、本紙に次の2点の書類を添えて  
① 「入学時特別増額貸与奨学金に係  
② 融資できないことが記載された旨  
(正着はがきの場合は、申込者氏

入学時特別増額貸与奨学金を辞退します

ここにチェック  
を記入してください

**D**

の方は下記のとおり手続きをしてください。

※ただし「国の教育ローン」の申込みを次の理由で受付られなかった場合は  
入学時特別増額貸与は受けられませんので辞退してください。  
① 年間収入(所得)金額が公庫の定める金額を超過しているため  
② 公庫への借入申込金額が上限額350万円を超過しているため

★ 「国の教育ローンを利用できなかった」ことを証明するため次の2点の書類を用意してください。

入学時特別増額貸与  
奨学金に係る申告書

入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書

チェック✓

紛失の場合は  
別紙入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書を  
両面印刷して表面を記入してください。

公庫発行の融資できない旨を  
記載した通知文のコピー

公庫発行の融資できない旨を  
記載した通知文のコピー

チェック✓

紛失の場合は、金融機関に再発行を依頼してください。  
再発行されなかった場合は、  
「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」の裏面をご記入ください。



入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書（裏面）

4. 融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピーを添付できない事情等について

「融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー」を添付できない場合は、以下ア・イのうち該当する理由に○をつけ、必要事項を記入してください。

ア 申込先金融機関において融資できない旨の通知を文書で発行していないため

結果の通知方法 (あてはまるものに○)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関窓口で口頭にて結果を知らされた。</li> <li>・電話で結果を知らされた。</li> <li>・その他 ( _____ )</li> </ul>
融資できない理由	

イ 「融資できない旨を記載した公庫発行の通知文」を紛失し、再発行を依頼したが断られたため

「融資できない旨を記載した公庫発行の通知文」は再発行が可能ですので、原則、金融機関に 再発行を依頼してください。再発行されなかった場合に限り、下記の欄に記入し、本紙を提出することができます。

なお、再発行の依頼状況について、進学先の学校を通じてあなたに照会することがあります。

再発行を依頼した日	令和      年      月      日
再発行を断られた日	令和      年      月      日
再発行を断られた理由	
融資できない理由	

万一、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込んでいないことが判明した場合は、入学時特別増額貸与奨学金の採用を取り消します。

この場合、既に振り込まれた入学時特別増額貸与奨学金（第二種奨学金の採用候補者の場合は、第二種奨学金も併せて）の全額を返金しなければなりません。